

## 米子市公共事業評価委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市公共事業評価実施要綱（平成20年4月2日施行）第8条第5項の規定に基づき、米子市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、公共事業に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月2日から施行する。